

# 「東日本大震災における代替家屋特例に係る固定資産税の特例適用申告書」

平成 年 月 日

白河市長

申告者 住所(所在) 〒 \_\_\_\_\_

氏名(名称) \_\_\_\_\_ ⑤

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

◎該当する項目に☑して下さい。

☐「東日本大震災による滅失・損壊」地方税法附則第56条第11項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

☐「原子力災害(警戒区域または居住困難区域内)」地方税法附則第56条第14項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

なお、添付書類(戸籍謄本等)については、担当課に交付請求されることに同意します。

納税義務者代	住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ		
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 申告者の氏名(名称)と同じ 被災家屋の所有者との関係(本人 家族 その他( ))		
代替家屋	所在地	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ 白河市		
	家屋番号	番	床面積	m <sup>2</sup>
	共有持分	/	種類	専用住宅 ( )
	取得・改築年月日	平成 年 月 日	構造	木造 軽鉄 ( )
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 中古家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他( )		
他市町村への申告の有無		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (平成 年 月 日申告 市町村)		

被災家屋	被災証明判定	<input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 長期間の居住不能		
	所有者の住所	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ		
被災家屋	所有者の氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 申告者の氏名(名称)と同じ 被災家屋の所有者との関係(本人 家族 その他( ))		
	所在地	<input type="checkbox"/> 申告者の住所と同じ		
	家屋番号	番	床面積	m <sup>2</sup>
被災家屋	種類	専用住宅 ( )	構造	木造 軽鉄 ( )
	処分方法	平成 年 月 日に ( <input type="checkbox"/> 解体(全部・一部(m <sup>2</sup> )) ) ( <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他( ) ) しました。		

1 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋、若しくは原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示区域内に所在した家屋に代わるものとして取得した家屋又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。

2 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋、若しくは原子力発電所の事故に関して警戒区域設定指示区域内に所在した家屋をいう。

3 特例に適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎特例の内容と適用要件（地方税法附則第56条第11項、地方税法附則第56条第14項）

東日本大震災により滅失・損壊した家屋又は原子力発電所の事故により指定された警戒区域または居住困難区域内に所在していた家屋の代替取得に係る固定資産税の特例については以下のとおりとする。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（被災家屋が共有物の場合は、その持分を有する者）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により創立された法人等
- (4) 被災家屋の所有者と同居している3親等内の親族

※震災時に借家住まいで、震災後に家屋を取得した場合は、本特例の対象外とする。

2 被災家屋要件

東日本大震災により滅失・損壊した家屋で、解体撤去又は売却等の処分をしていること。なお、「損壊」とは家屋が著しく損傷を受け、又は破損された状態を指し、り災判定時に半壊以上の認定がなされていることを要件とする。

3 警戒区域または居住困難区域内家屋要件

原子力発電所の事故により警戒区域または居住困難区域（帰還困難区域・居住制限区域）内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）。)

4 特例対象家屋要件

- (1) 被災家屋の代わりとして取得した場合（原則として被災家屋と種類及び使用目的又は用途が同一のもので、代替家屋であると市長が認めるものに限る。（以下「代替家屋」という。）、被災家屋を取り壊し又は売却等の処分をしていること。但し、対象区域内家屋の代替として取得した家屋についてはこの限りではない。
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の家屋

5 取得期間

(1) 被災家屋の代替家屋

平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に取得された家屋。

なお、上記の期間内に被災家屋は処分されていること。

(2) 警戒区域及び居住困難区域内家屋の代替家屋

平成23年3月11日から警戒区域または居住困難区域の指定を解除する旨の公示があった日から3か月（新築の場合は1年）を経過する日までの間

6 特例の内容

固定資産税の被災家屋の床面積相当部分に係る税額について、取得の翌年から4年度分2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額する。改築家屋の場合は、改築後の価格について改築の翌年から4年度分、固定資産税が2分の1に減額され、その後の2年度分は3分の1に相当する額を減額する。

◎ 添付書類（※被災家屋の所在が白河市内の場合は、下記1、2、3は不要とし、添付書類は写しで可とする。）

- 1 家屋が東日本大震災により滅失し、又は損壊した旨を証する書類 ⇒ 「り災証明書」
- 2 震災発生年度（平成23年度）の「固定資産税台帳登録事項証明書」などの被災家屋を確認できる書類  
(1) 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、被災家屋の所有を確認できる書類
- 3 被災家屋の処分を確認できる書類 ⇒ 「解体契約書」、「売買契約書」等

※警戒区域または居住困難区域内家屋の場合は不要

- 4 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人又は被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人であることを証する書類

- (1) 相続人、又は1親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」
- (2) 被災家屋の所有者と同居する3親等内の親族の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本」、「住民票」
- (3) 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人の確認書類 ⇒ 「法人の登記簿謄本」